

社会福祉法人 シャローム埼玉

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

職員にとって働きやすい環境を作り、いきいきと働き続けることができるよう、また、職員が仕事と子育てを両立させることができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日
- 2 目標と取組内容・実施時期

目標1 妊娠中や出産後の母性保護及び育児休業等の諸制度の取得推進を図る。

取組内容

- 2022年4月～ 職員に制度の周知を行う。
- 2022年4月～ 対象者に具体的な説明を行い取得実施のための支援を行う。
- 2023年4月～ 休職期間中の職員に対して情報発信や面談の機会を提供し、復職へのモチベーションを維持する。
- 2024年4月～ 復職前に面接し、職場復帰に際して不安な事柄があれば、復職支援を行う。

目標2 年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間5日以上増やす。

取組内容

- 2022年4月～ 現行取得促進の実証調査及び取得促進方策の再検討を行う。
- 2022年10月～ 取得促進方策の見直しと改定方策を試行する。
- 2023年4月～ 取得促進改定方策を実行する。
- 2024年4月～ 取得率実態調査と新規目標値の設定を行う。